

## 養護老人ホームにおける変更届の手続について

養護老人ホームは、老人福祉法第15条の2第2項及び介護保険法第75条に基づき、省令で定める事項に変更があった場合、その旨を都道府県知事に1月以内（特定施設は10日以内）に届け出る必要があります。変更届の提出にあたっては、下記のとおり手続きください。

### 記

#### 1 届出事項及び必要な書類

別紙「変更届出必要書類一覧」のとおり

※ 届出様式は、「東京都福祉保健局」ホームページからダウンロードできます。（詳細別紙参照）

#### 2 提出要領

(1) **法人に関する変更**

養護老人ホームを運営している法人は、施設支援課に1部提出してください。

(2) **施設及びサービスに関する変更**

施設ごとに、1部提出してください。

#### 3 提出先及び窓口

◆東京都福祉保健局高齢社会対策部 施設支援課 施設運営担当  
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎 26階  
電話：(03) 5320-4264

## 変更届(養護老人ホーム) 必要書類一覧

下表の○の書類を提出してください。  
(△については、特定施設の指定を受けた施設のみ提出して下さい。)

※届出様式は、下記のホームページからダウンロードできます。

HP アドレス <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/yougo/youshiki.html>

「東京都福祉保健局」⇒「高齢者」⇒「高齢者施設」⇒「養護老人ホーム」⇒「養護老人ホーム届出様式」

### 1 施設に関する変更事項

建物設備（定員の変更及び施設の建物設備、構造等）に変更が生じる案件については、必ず事前に施設整備担当に相談してください。

変更事項	老人ホーム変更届 (第11号様式) 【老人福祉法】	変更届出書 (第3号様式) 【介護保険法】	第3号様式の 変更事項番号	添付書類			
				付表10	運営規定	理事会議事録	その他
施設の名称	○	△	1	△	○	○	
施設の所在地	○	△	2	△			
管理者（施設長）	不要	△	5	△		△	△辞令 △資格証（必要に応じて提出）
管理者（施設長） (住所又は氏名のみ)	不要	△	5	△			
運営規定	○	△	7	△	○	○	○新旧対照表 ○必要に応じて、変更内容・理由を説明する文書を添付
協力医療機関	不要	△	8	△			△医療機関との契約書等（写）
介護支援専門員	不要	△	16	△			△参考様式6 △資格証（カードタイプのもの） △勤務形態一覧表

### 2 法人に関する変更事項

変更事項	変更届出書 (第3号様式の2) 【介護保険法】	第3号様式の 変更事項番号	添付書類				備考
			別表	事業所一覧	登記簿謄本	誓約書	
法人の名称	△	1	△	△	△		
法人の住所	△	2	△	△	△		
法人の電話・FAX	△	3	△	△			
法人代表者 (理事長)	△	4	△	△	△	△※	※法人が行っているサービスについて添付。
法人代表者の住所 (理事長)	△	5	△	△	△		
登記事項証明書または 条例	△	6	△	△	△		当該指定事業に関する変更があった場合に提出。